

**障害者または長期加入者特例に該当する老齢厚生年金を受けている方へ  
～ 支給停止解除の届出をお願いします ～**

○平成 28 年 10 月 1 日から、特定適用事業所<sup>※1</sup>に勤務する短時間労働者<sup>※2</sup>は、新たに厚生年金保険の適用対象となります。

※1 法人番号が同一の適用事業所の被保険者数の合計が、1年で6カ月以上、500人を超えることが見込まれる事業所

※2 勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、以下の1～4のすべてに該当する方をいいます。

- 1 週の所定労働時間が20時間以上であること
- 2 雇用期間が1年以上見込まれること
- 3 賃金の月額が8.8万円以上であること
- 4 学生でないこと

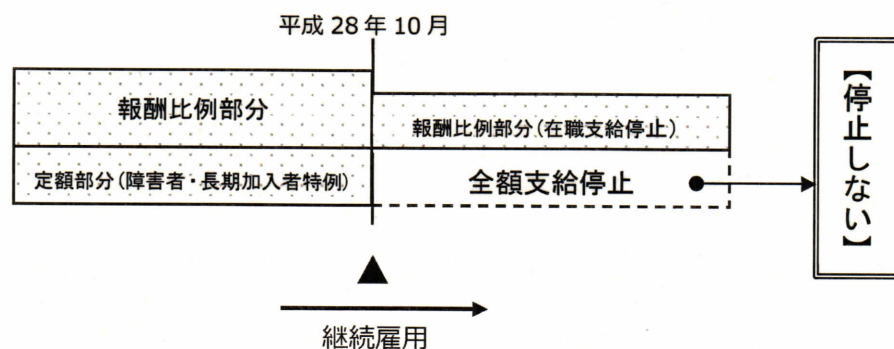
○老齢厚生年金を受給している方が、短時間労働者として厚生年金の被保険者または被用者になった場合に、年金の一部または全部が支給停止となることがあります（在職支給停止）。

○老齢厚生年金を受給している65歳未満の方のうち、障害者<sup>※3</sup>または長期加入者<sup>※4</sup>の特例措置対象者が短時間労働者として被保険者になると年金の定額部分が全額支給停止となります。

※3 障害の状態（障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度）にある方

※4 厚生年金保険の被保険者期間が44年（共済組合等の期間は含みません）以上ある方

○ただし、この定額部分の全額支給停止措置について、同じ事業所に引き続き働いている方が平成28年10月1日に被保険者になった場合は、定額部分の支給停止を行わないこととする経過措置が設けられています。



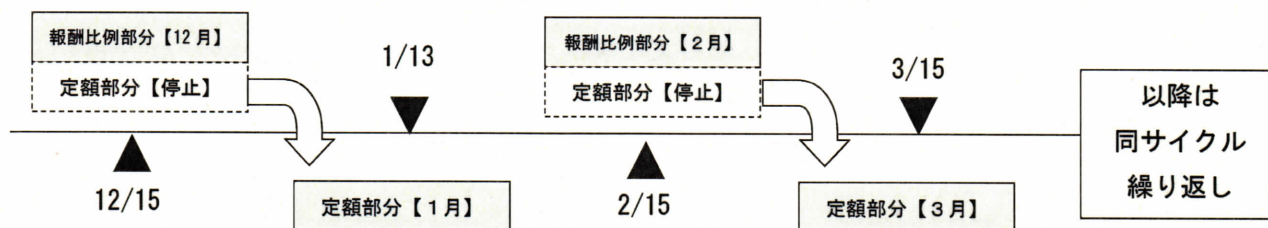
（経過措置に関する具体的な事務手続き等については、裏面をご覧ください）

## 経過措置に関する事務手続き等

- 平成 28 年 9 月 30 日以前から同じ事業所に引き続き働いている方が平成 28 年 10 月 1 日に短時間労働者として被保険者になったことにより、老齢厚生年金の定額部分が支給停止された場合は、届出を行うことで定額部分の支給停止が解除されます。
- つきましては、「**障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在职支給停止一部解除届**」に必要な事項を記載のうえ、次のいずれかの書類を添えて、お近くの年金事務所へご提出ください。
  - ・平成 28 年 9 月 30 日以前から引き続き勤務していることを明らかにすることができる書類
  - ・平成 28 年 9 月 30 日以前から引き続き勤務していることについての事業主の証明書（届書の事業主証明欄により証明いただくことでも可）

### ～ お支払いについて ～

- 当分の間、1 月遅れにより定額部分をお支払いします（図参照）。具体的には、支給停止となった定額部分を翌月 15 日にお支払いします。



ご不明な点がございましたら、お近くの年金事務所へお問い合わせください。  
日本年金機構ホームページではお近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/>